

目次

- 第1章 総則(第1条～第6条)
- 第2章 衛生管理体制(第7条～第15条)
 - 第1節 総括衛生管理者等(第7条～第10条の2)
 - 第2節 衛生委員会等(第11条～第15条)
- 第3章 衛生管理業務(第16条～第35条)
 - 第1節 衛生教育(第16条・第17条)
 - 第2節 健康診断(第18条～第23条)
 - 第3節 健康異常者の管理等(第24条～第26条)
 - 第4節 福利厚生等(第27条・第28条)
 - 第5節 環境衛生(第29条～第32条)
 - 第6節 防疫等の措置(第33条～第35条)
- 第4章 記録および報告等(第36条・第37条)
- 附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、鯖江・丹生消防組合における消防の職場および職員の衛生管理に必要な事項を定め、快適な職場環境の形成を促進するとともに、職員の健康の保持増進に資することを目的とする。

(法令等との関係)

第2条 鯖江・丹生消防組合における消防の職場および職員の衛生管理については、[労働安全衛生法\(昭和47年法律第57号\)](#)および[地方公務員法\(昭和25年法律第261号\)](#)ならびにこれらに基づく命令(以下「衛生管理に関する法令」という。)に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(総括衛生管理者の責務)

第3条 総括衛生管理者は、鯖江・丹生消防組合における消防の職場および職員の衛生管理について総括管理し、衛生管理の向上に努めなければならない。

(所属長の責務)

第4条 所属長(消防本部にあつては総務課長、消防署にあつては署長をいう。以下同じ。)は、衛生管理についての責任者として、快適な職場環境の形成の促進および職員の健康の保持増進に努めなければならない。

(衛生管理者の責務)

第5条 衛生管理者は、衛生管理に関する法令およびこの規程に定めるところに従い、誠実にその職務を遂行しなければならない。

(職員の責務)

第6条 職員は、常に自己管理を図り最良の健康状態を保持するとともに、快適な職場環境の形成に努めなければならない。

2 職員は、所属長、衛生管理者および産業医の行う衛生管理上の措置に従い、または協力しなければならない。

第2章 衛生管理体制

第1節 総括衛生管理者等

(総括衛生管理者)

第7条 消防本部に総括衛生管理者を置く。

2 総括衛生管理者は、消防本部次長をもつて充てる。

3 総括衛生管理者は、職場および職員の衛生管理に関する事務を統括管理するとともに所属長、衛生管理者その他衛生管理に関係ある者を監督指導する。

(衛生管理者)

第8条 消防本部および消防署に、衛生管理者を置く。

2 衛生管理者は、[労働安全衛生法](#)に定める資格を有する者から消防長が選任する。

3 衛生管理者は、[次の各号](#)に掲げる事務を掌理する。

- (1) 職場環境の衛生上の調査および改善に関すること。
- (2) 救急用具等の点検および整備に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。
- (4) 健康診断、健康相談その他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。
- (5) 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。
- (6) 健康障害の防止に関すること。
- (7) その他衛生管理に関すること。

4 衛生管理者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ所属長に対し改善措置等について意見を具申することができる。

(衛生推進者)

第8条の2 消防本部および消防署に衛生推進者を置く。

2 衛生推進者は労働安全衛生法に定める資格を有する者から消防長が選任する。

3 衛生推進者は、次の各号に掲げる事務を担当する。

- (1) 職場環境の衛生上の調査および改善に関すること。
- (2) 救急用具等の点検および整備に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。
- (4) 健康診断、健康相談その他職員の健康の保持増進に必要な事項に関すること。
- (5) 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。
- (6) 健康障害の防止に関すること。
- (7) その他衛生管理に関すること。

4 衛生推進者は、前項各号に掲げる事務に関し、必要に応じ所属長に対し改善措置等について意見を具申することができる。

(衛生管理員)

第9条 所属長は、衛生管理者または衛生推進者の事務を補助させるため、必要に応じ衛生管理員を選任することができる。

2 衛生管理員は、衛生管理者または衛生推進者の指示を受け衛生管理に関する事務を誠実に行わなければならない。

(衛生管理者等に対する教育等)

第9条の2 所属長は、衛生の水準の向上を図るため、総括衛生管理者、衛生管理者、衛生推進者および衛生管理員に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、またはこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

(産業医)

第10条 消防本部および消防署に産業医を置く。

2 産業医は、医師のうちから消防長が選任する。

3 産業医は、次の各号に掲げる事項を行う。

- (1) 健康診断の実施および健康に異常のある者の療養指導等の職員の健康管理に関すること。
- (2) 健康教育、健康相談等の職員の健康の保持増進のための施策に関すること。
- (3) 衛生教育に関すること。
- (4) 職場の巡回点検、指導等職場環境の維持管理に関すること。
- (5) 健康障害の原因調査および再発防止のための医学的措置に関すること。
- (6) その他医学的専門的立場から、職員の健康管理等について必要な事項に関すること。

4 産業医は、前項各号に掲げる事項に関し、所属長に対して勧告し、または衛生管理者に対して指導もしくは助言することができる。

(衛生管理者等の氏名の周知)

第10条の2 所属長は、衛生管理者または衛生推進者を選任したときは、当該衛生管理者または衛生推進者の氏名を職場の見やすい箇所に掲示する等により関係職員に周知させなければならない。

第2節 衛生委員会等

(衛生委員会)

第11条 消防本部および消防署に、衛生委員会を置く。

2 衛生委員会は、次の各号に掲げる衛生管理に関する事項を調査審議する。

- (1) 職場環境の整備および改善に関すること。
- (2) 衛生に関する規程の作成に関すること。
- (3) 衛生教育の実施計画の作成に関すること。
- (4) 健康障害の原因および再発防止対策に関すること。
- (5) 休職者、長期欠勤者その他健康に異常のある者に関すること。
- (6) 健康の保持増進を図るための実施計画の作成に関すること。
- (7) その他衛生に関する必要な事項

3 衛生委員会は、調査審議の結果に基づき、必要に応じ所属長に対して意見を述べることができる。

(衛生委員会の構成)

第12条 衛生委員会は、次の各号に定める者をもつて構成する。

- (1) 総括衛生管理者
- (2) 衛生管理者
- (3) 産業医
- (4) その他職員のうちから消防長が指名した者

- 2 衛生委員会の議長は、[前項第1号](#)に定める者をもって充てる。
- 3 衛生委員会は、議長が必要と認める場合には、議長に関係ある職員等を出席させ意見を述べさせることができる。

(衛生委員会の開催)

第13条 衛生委員会は、議長が招集する。

- 2 衛生委員会は、必要に応じ開催しなければならない。
- 3 衛生委員会は、委員の過半数が出席しなければこれを開催することができない。

(衛生委員会の事務局)

第14条 衛生委員会の事務局は消防本部総務課内に置く。

(補則)

第15条 衛生委員会の運営について必要な事項は、この規程に定めるほか衛生委員会が別に定める。

第3章 衛生管理業務

第1節 衛生教育

(一般教育)

第16条 所属長は、職員に対し職員の衛生および健康保持に関する知識の向上を図るため、あらかじめ定める衛生に関する教育計画に基づき衛生教育を実施しなければならない。

(特別教育)

第17条 所属長は、[前条](#)に定める教育を実施するほか、[次の各号](#)に掲げる職員に対し衛生教育を実施しなければならない。

- (1) 新たに採用された者
- (2) 著しく業務の異なる部署に配置された者
- (3) その他消防長が特に必要と認めた者

第2節 健康診断

(採用時健康診断)

第18条 消防長は、職員を採用するときは、消防職員として必要な健康状態に配慮した既往歴の調査等について、医師による健康診断を行わなければならない。

(定期健康診断)

第19条 所属長は、職員に対し毎年1回([労働安全衛生規則第13条第1項第2号ヌ](#)に掲げる業務に従事する者にあつては年2回)以上定期に、年齢または職務に応じた項目について医師による健康診断を行わなければならない。

(特別健康診断)

第20条 所属長は、[前2条](#)に定める健康診断のほか、必要があると認められる場合においては、関係職員に対して特別な健康診断を行わなければならない。

(精密検査)

第21条 所属長は、[前2条](#)に定める健康診断の結果異常の認められた職員に対し、精密検査を受けさせなければならない。

(健康診断結果の通知)

第22条 所属長は、[前3条](#)に定める健康診断および精密検査の結果を速やかに消防長および本人に通知しなければならない。

(心理的な負担の程度を把握するための検査の実施)

第23条 総括衛生管理者は、管理者の命を受けて職員に対し[労働安全衛生法第66条の10第1項](#)に規定する心理的な負担の程度を把握するための検査(以下「ストレスチェック」という。)を行わなければならない。

- 2 ストレスチェックは、[労働安全衛生規則\(昭和47年労働省令第32号\)第52条の9](#)に定めるところにより、産業医等が実施する。ただし、特別の事情がある場合においては、他の機関に委託して実施することができる。
- 3 ストレスチェックは、定期健康診断に付随して実施するものとする。

(平28消本訓令1・追加)

第3節 健康異常者の管理等

(精密検査結果の判定)

第24条 消防長は、[第21条](#)に定める精密検査により健康に異常の認められた職員(以下「健康異常者」という。)について、産業医等と協議のうえ次に定める区分により判定し、所属長および本人に通知しなければならない。

- (1) 要療養者 勤務を休む必要がある程度の病状である者
- (2) 要観察者 勤務に制限を加える必要がある程度の病状である者
- (3) 要注意者 勤務をほぼ平常通りに行つてよい程度の病状である者
- (4) 健康扱い者 勤務を平常通りに行つてよい者

(平28消本訓令1・旧第23条線下)

(所属長の措置)

第25条 所属長は、[前条](#)に定める区分により判定された健康異常者のうち、[次の各号](#)に掲げる者については、[当該各号](#)に定める措置を講ずるものとする。

- (1) 要療養者 就業の禁止およびその病状に応じた入院治療等の適当な療養
- (2) 要観察者 勤務時間の短縮、配置換えその他適当な措置
- (3) 要注意者 過重な勤務および時間外勤務の抑制その他適当な措置

(平28消本訓令1・旧第24条繰下)

(療養等の義務)

第26条 健康異常者は、主治医、産業医、衛生管理者および所属長の指導、指示に従い療養等に専念し、自己の健康回復等に努めなければならない。

(平28消本訓令1・旧第25条繰下)

第4節 福利厚生等

(便宜の供与等)

第27条 所属長は、職員の健康の保持増進を図るため、体育活動、レクリエーション、その他の活動についての便宜を供与する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平28消本訓令1・旧第26条繰下)

(職員に対する配慮)

第28条 所属長その他の管理監督者は、職員の健康に留意して、職員の従事する業務を適切に管理するよう務めるとともに、職場環境および職員の健康に係わる職員の苦情相談に応じる等職員に対し適切な配慮をするよう努めなければならない。

(平28消本訓令1・旧第27条繰下)

第5節 環境衛生

(衛生管理者および衛生推進者の巡視)

第29条 衛生管理者および衛生推進者は、定期的に庁舎等を巡視し、職員の衛生管理上改善すべき事項が有るときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(平28消本訓令1・旧第28条繰下)

(産業医の巡視)

第30条 産業医は、定期的に庁舎等を巡視し、職員の衛生管理上改善すべき事項が有るときは、直ちに必要な措置を講じなければならない。

(平28消本訓令1・旧第29条繰下)

(環境整備)

第31条 所属長は、常に環境整備に配慮し、執務場所、食堂、浴場、便所、仮眠室その他の場所の清潔を保ち、照明、採光、換気等を良好な状態に維持するとともに、これらの改善に努めなければならない。

(平28消本訓令1・旧第30条繰下)

(救急用具等)

第32条 所属長は、職員の応急手当に必要な救急用具および材料等を備え、その設置場所および使用方法を職員に周知させなくてはならない。

2 所属長は、前項に定める救急用具および材料等を常に清潔に保たなければならない。

(平28消本訓令1・旧第31条繰下)

第6節 防疫等の措置

(防疫)

第33条 所属長は、その管理する庁舎等において感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第6条に定める病をいう。以下同じ。または食中毒が発生しもしくは発生するおそれがあるときは、直ちに消毒等必要な措置を講じなければならない。

(平16消本訓令8・一部改正、平28消本訓令1・旧第32条繰下)

(伝染病等発生時の届出)

第34条 職員は、自己または同居中の者が感染症または食中毒にり患したときは、速やかに所属長に届け出なければならない。

(平16消本訓令8・一部改正、平28消本訓令1・旧第33条繰下)

(消防業務従事後の健康管理)

第35条 所属長は、職員が消防活動に従事したときは、必要に応じ、次の各号に掲げる措置をとり、健康管理に万全を期さなければならない。

- (1) 帰署後速やかに、職員に身体異常の有無を確認させること。
- (2) 洗身、洗眼、うがい、保温等を励行させること。

2 所属長は、職員が救急業務等に従事し、感染症疾病にり患のおそれがあると認められる場合には、消毒の実施、医師の診察等必要な措置を講じなければならない。

(平16消本訓令8・一部改正、平28消本訓令1・旧第34条繰下)

第4章 記録および報告等

(各種記録および報告)

第36条 衛生管理者および衛生推進者は、次の各号(衛生推進者にあつては第1号を除く。)に掲げる衛生管理に関する記録を整備し、所属長に報告するとともに、必要に応じて消防長に報告しなければならない。

- (1) 衛生委員会記録
- (2) 衛生教育実施記録
- (3) 職員の健康管理(健康管理表)の記録
- (4) 健康異常者の状況の記録
- (5) 衛生巡視結果の記録
- (6) 救急用具等記録
- (7) 消毒実施結果の記録
- (8) その他衛生管理上必要な記録

2 各種記録および報告等の文書の保存期間は、法令等で特別の定めがあるものを除くほか3年間とする。

(平28消本訓令1・旧第35条繰下)

(補則)

第37条 この規程を実施するにあたり、必要な事項は別に定める。

(平28消本訓令1・旧第36条繰下)

附 則

この規程は、昭和61年9月1日から施行する。

附 則(平成2年消防本部訓令第3号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成16年消防本部訓令第8号)

この訓令は、平成16年12月13日から施行する。

附 則(平成28年消防本部訓令第1号)

この規程は、平成28年4月1日から施行する。